

## 【刑事訴訟法】

下記の問題1と問題2の両方に解答しなさい。

### 〔問題1〕

以下の【平成20年最高裁決定】を読んで、【設問】に答えなさい。

#### 【平成20年最高裁決定】

最決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁（抜粋）

「捜査機関において被告人が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在していたものと認められ、かつ、前記各ビデオ撮影は、強盗殺人等事件の捜査に関し、防犯ビデオに写っていた人物の容ぼう、体型等と被告人の容ぼう、体型等との同一性の有無という犯人の特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手するため、これに必要な限度において、公道上を歩いている被告人の容ぼう等を撮影し、あるいは不特定多数の客が集まるパチンコ店内において被告人の容ぼう等を撮影したものであり、いずれも、通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所におけるものである。以上からすれば、これらのビデオ撮影は、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われたものといえ、捜査活動として適法なものというべきである。」

### 【設問】

- (1) 平成20年最高裁決定は、ビデオ撮影が強制捜査となる場合と任意捜査となる場合の区別について、どのような判断枠組みによると考えられるか。強制処分法定主義の意義、ビデオ撮影の法的性質を踏まえて論じなさい。
- (2) 平成20年最高裁決定は、任意捜査としてのビデオ撮影の適法性について、どのような判断枠組みによると考えられるか。ビデオ撮影の法的性質を踏まえて論じなさい。

### 〔問題2〕

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい

#### 【事例】

甲は、令和2年8月10日午前2時頃、A市内の飲食店Bの出入りロドアの施錠をドライバーでこじ開けて店内に侵入し、現金を窃取した建造物侵入

及び窃盗の被疑事実(以下、「B事件」という。)で現行犯逮捕された。

甲の取調べを行った警察官Kは、A市内では飲食店を狙った侵入窃盗事件が多発していたことから、余罪について追及したものの、甲は、B事件以外の事件については一貫して犯行を否認していた。B事件では、甲の中学の後輩乙が異変があれば直ちに甲に携帯電話で知らせるため見張りを行っており同様に現行犯逮捕されていたため、警察官Kは、「後輩の乙はまだ18歳だ。あんたが余罪について正直に話せば、乙は起訴猶予になるようにしてやる。あんたも男だろう。」と持ち掛けた。すると、甲は、自分はどうせB事件で起訴されるが、せめて面倒を見てきた後輩の乙が起訴される事態は避けたいという思いから、Kの勧めを受入れて、スナックC及びカラオケ・バーDへの侵入窃盗を認める供述をしたため、①甲の供述録取書を作成し、甲の署名・指印を得た。さらに、スナックCから盗んだクレジットカード(以下、「本件クレジットカード」という。)の隠匿場所についても供述したため、警察官Kは捜索差押許可状により捜索したところ②本件クレジットカードを発見したので、これを差押えた。

その後、検察官は、所要の捜査を遂げた上、飲食店B、スナックC及びカラオケ・バーDの店内に侵入し、現金やクレジットカードを窃取した建造物侵入・窃盗事件で甲を起訴した。

公判において検察官は、証拠として甲の自白を内容とする供述録取書と本件クレジットカードの証拠調べを請求した。これに対して甲の弁護人は、「不同意ないし取調べに異議あり。」との証拠意見を申し述べた。

#### 【設問】

- (1) ①の甲の供述録取書の証拠能力について、具体的事実を適示しつつ論じなさい。
- (2) ②の本件クレジットカードの証拠能力について、具体的事実を適示しつつ論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、問題1(1)、(2)、問題2(1)、(2)と見出しをつけて記入しなさい。